

コクチバス被害拡大防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、琴川ダムにおけるコクチバスの定着防止と河川等への被害拡大防止を図るために、山梨県漁業協同組合連合会（以下「補助対象事業者」という。）が実施するコクチバス被害拡大防止対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業、補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行う補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減

額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助対象事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第8号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

<別表>

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 潜水による駆除 産卵床破壊、親魚 駆除	1 人件費（人夫賃等） 2 需用費（消耗品費、 印刷製本費等）	補助対象 経費の2 分の1以 内	1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額 の20%以内を増減させる 場合
2 陸上での駆除 産卵床破壊、投網 ・釣り等駆除	3 役務費（通信運搬 費、保険料等） 4 使用料及び賃借料 5 委託料		2 補助対象事業の目的の達 成に支障をきたさない事業 計画の細部の変更であつ て、交決定を受けた補助金 の額の増額を伴わない場合